



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*27 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 人事委員会規則

*4 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 6

*5 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6

*6 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7

*7 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7

*8 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 8

*9 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 8

*10 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 9

*11 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 9

*12 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 9

*13 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 13

*14 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 14

*15 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 15

*16 教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 16

*17 警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 17

*18 住居手当に関する規則の一部を改正する規則 17

*19 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 18

*20 教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 18

*21 警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 19

*22 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 19

*23 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 20

*24 職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則 20

*25 教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則 22

*26 警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則 25

*27 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 27

規 則

和歌山県規則第27号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
	12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
	13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
	14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
	15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
	16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
	17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
	18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
	19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
	20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
	22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
	23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
	24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
	25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
	26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
	27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
	28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
	29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
	30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
	31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
	32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
	33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
	34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
	35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
	36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100

	37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
	38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
	39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
	40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
	41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
	42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
	43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
	44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
	45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
	46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
	47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
	48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
再	49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
	50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
	51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
	52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
任	53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
	54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
	55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
	56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
用	57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
	58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
	59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
	60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
職	61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
	62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
	63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
	64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
員	65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
	66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
	67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
	68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
以	69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
	70	206,100	250,200	280,200	309,100	356,600
	71	206,500	250,800	281,000	309,600	357,100
	72	207,100	251,300	281,700	310,100	357,600
外	73	207,700	251,500	282,500	310,400	358,000
	74	208,400	251,900	283,200	310,900	358,500
	75	209,100	252,400	284,000	311,400	359,000
	76	209,900	252,900	284,800	311,800	359,500
の	77	210,200	253,500	285,400	312,000	359,900
	78	210,900	253,900	286,000	312,300	360,400
	79	211,600	254,400	286,500	312,600	360,900
	80	212,300	254,900	286,900	312,900	361,400

職	81	213,000	255,200	287,300	313,200	361,800
	82	213,700	255,500	287,700	313,500	362,300
	83	214,400	255,800	288,200	313,800	362,800
	84	215,100	256,100	288,700	314,100	363,300
員	85	215,800	256,300	289,100	314,300	363,700
	86	216,500	256,600	289,700	314,700	364,200
	87	217,200	256,900	290,300	315,000	364,700
	88	217,900	257,200	290,900	315,200	365,200
	89	218,400	257,400	291,200	315,400	365,600
	90	219,000	257,600	291,700	315,700	366,100
	91	219,600	258,000	292,200	316,000	366,600
	92	220,200	258,200	292,600	316,300	367,100
	93	220,600	258,500	293,000	316,500	367,500
	94	221,100	258,900	293,500	316,800	
	95	221,600	259,200	294,000	317,100	
	96	222,100	259,500	294,500	317,300	
	97	222,700	259,700	294,800	317,500	
	98	223,200	260,000	295,200	317,800	
	99	223,700	260,200	295,700	318,100	
	100	224,200	260,500	296,200	318,300	
	101	224,800	260,800	296,600	318,500	
	102	225,300	261,000	297,000		
	103	225,900	261,300	297,300		
104	226,500	261,600	297,600			
105	226,900	261,800	297,900			
106	227,400	262,000	298,300			
107	227,900	262,300	298,700			
108	228,300	262,500	299,100			
109	228,500	262,800	299,400			
110	228,900	263,100	299,800			
111	229,400	263,400	300,200			
112	229,900	263,600	300,500			
113	230,300	263,800	300,700			
114	230,800	264,100	301,000			
115	231,300	264,300	301,300			
116	231,800	264,500	301,500			
117	232,100	264,800	301,700			
118	232,500	265,100	302,000			
119	232,900	265,400	302,300			
120	233,300	265,700	302,500			
121	233,700	265,800	302,700			
122		266,100	303,000			
123		266,400	303,300			

	124		266,700	303,500		
	125		266,800	303,700		
	126		267,100	304,000		
	127		267,400	304,300		
	128		267,700	304,500		
	129		267,800	304,700		
	130		268,100	305,000		
	131		268,400	305,300		
	132		268,700	305,500		
	133		268,800	305,700		
	134		269,100			
	135		269,400			
	136		269,700			
	137		269,800			
再任用職員		191,300	202,400	220,900	241,700	272,400

別表第1の2の表中「202,900」を「202,400」に、「225,000」を「220,900」に、「246,200」を「241,700」に、「277,900」を「272,400」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第4号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「病院、精神保健福祉センター、子ども・女性・障害者相談センター、保健所及び総務部総務管理局人事課（診療所）」を「、医師及び保健所」に改め、「医師及び」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「第14条の2第2項」を「第14条の2第1項」に改め、同条第2項中「さかのぼった」を「遡った」に改める。

第11条第5項第3号中「危機管理課、総合防災課又は消防保安課」を「危機管理・消防課、防災企画課又は災害対策課」に改める。

第13条の5第3項中「第8号及び第9号」を「第7号及び第8号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

付則第11項の表中「4級地」を「5級地」に改める。

別表第1業務課の項を削り、同表動物愛護センターの項中

「野犬等の捕獲、診断、殺処分又は死体焼却作業に従事することを常例とする狂犬病予防員」を

「(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第3条第1項に規定する狂犬病予防員として野犬等の捕獲、診断、殺処分又は死体焼却作業に従事することを常例とする職員
(2) 狂犬病予防法施行細則（昭和26年和歌山県規則第25号）第2条第1項に規定する狂犬病予防技術員として野犬等の捕獲、殺処分又は死体焼却作業に従事することを常例とする職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(地域手当に関する経過措置)
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第5号）附則第7項の表に規定する人事委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。ただし、神奈川県伊勢原市における同表第14条の2第2項第5号の項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の10とする。
- 3 平成30年10月1日までの間における第9条の3の規定の適用については、同条第1項中「在勤していた場合」とあるのは「在勤していた場合（条例第14条の4第1項の異動等前の支給割合に係る人事委員会規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から6箇月を遡った日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域又は公署に係る条例第14条の2第2項各号に定める割合が改定されたときを含む。）」と、同条第2項中「までの間」とあるのは「までの間（以下この項において「対象期間」という。）」と、「条例第14条の2第2項各号に掲げる割合」とあるのは「条例第14条の2第2項各号に掲げる割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」とする。

和歌山県人事委員会規則第6号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第11条の4第1項中「第14条の2第2項」を「第14条の2第1項」に改め、同条第2項中「さかのぼった」を「遡った」に改める。

第14条の5第3項中「第8号及び第9号」を「第7号及び第8号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2の2ア中「78,000円」を「75,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(地域手当に関する経過措置)
- 2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第33号）附則第7項の表に規定する人事委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。
- 3 平成30年10月1日までの間における第11条の4の規定の適用については、同条第1項中「在勤していた場合」とあるのは「在勤していた場合（条例第14条の3第1項の異動等前の支給割合に係る人事委員会規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から6箇月を遡った日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域又は公署に係る条例第14条の2第2項各号に定める割合が改定されたときを含む。）」と、同条第2項中「までの間」とあるのは「までの間（以下この項において「対象期間」という。）」と、「条例第14条の2第2項各号に掲げる割合」とあるのは「条例第14条の2第2項各号に掲げる割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」とする。

和歌山県人事委員会規則第7号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第8条の2第1項中「第12条の2第2項」を「第12条の2第1項」に改め、同条第2項中「さかのぼった」を「遡った」に改める。

第14条の5第3項中「第8号及び第9号」を「第7号及び第8号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第36号）附則第7項の表に規定する人事委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。

3 平成30年10月1日までの間における第8条の2の規定の適用については、同条第1項中「在勤していた場合」とあるのは「在勤していた場合（条例第12条の3第1項の異動等前の支給割合に係る人事委員会規則で定める場合にあつては、警察官が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から6箇月を遡った日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域又は公署に係る条例第12条の2第2項各号に定める割合が改定されたときを含む。）」と、同条第2項中「までの間」とあるのは「までの間（以下この項において「対象期間」という。）」と、「条例第12条の2第2項各号に掲げる割合」とあるのは「条例第12条の2第2項各号に掲げる割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合）」とする。

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「受ける給料月額」の次に「（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第5号）附則第3項から第5項までの規定により給料として支給される額を含む。次項及び次条第1項において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「受ける給料月額」の次に「(教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例第33号)附則第3項から第5項までの規定により給料として支給される額を含む。次項及び次条第1項において同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「受ける給料月額」の次に「(警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例第36号)附則第3項から第5項までの規定により給料として支給される額を含む。次項及び次条第1項において同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第3号中「6級地」の次に「若しくは7級地」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1ウの表4級の項中

「 病院の長の職務

を

- 「
- 1 本庁の部に置かれる局の長の職務
 - 2 病院の長の職務
 - 3 参事の職務
- 」

に改める。

別表第2エの表歯科技工士の部中

短大卒	0	2.5	5
大学卒	0	5	10

を

短大3卒	0	1	5
短大2卒	0	2.5	8

に改める。

別表第6エの表歯科技工士の部中

短大卒	1 級 1 5 号 給
高校卒	1 級 5 号 給

を

短大3卒	1 級 2 1 号 給
短大2卒	1 級 1 5 号 給

に改める。

別表第7アの表中

33	34	69	68	51	50
34	34	69	68	51	50
34	35	70	69	51	50
34	35	70	69	51	50
35	36	70	69	51	50
35	36	71	69	52	51
35	37	71	70	52	51
36	38	71	70	52	51
36	39	72	70	52	51
36	40	73	71	52	51
37	41	74	72	53	51
37	41	75	73	53	51
38	42	76	74	53	51
38	42	77	75	53	51
39	43		75		51
39	43		76		51
40	44		76		52
40	44		77		52
41	45		78		52
			79		52
			80		52
			81		53

30

29

30	30				
30	30				
31	30				
31	30				
31	31	29	28		
32	31	29	29	14	13
32	31	29	29	14	14
32	31	29	29	14	14
32	31	30	29	14	14
33	31	30	29	15	14
33	31	30	30	15	14
33	31	30	30	15	14
33	31	31	30	15	15
33	31	31	30	15	15
34	31	31	30	16	15
34	31	31	30	16	15
34	32	31	31	16	15
34	32	32	31	16	15
35	32	32	31	16	16
35	32	32	31	17	16
35	32	33	31		
35	32				
36	32				
36	32				
36	32				
36	32				
37	32				

を に、 を に、 を に改め、

別表第7イの表中

		38	37
		39	38
		40	38
		41	39
22	21	41	39
23	22	42	40
24	22	42	40
25	23	43	41
25	23	43	41
26	24	44	42
26	24	44	42
27	25	45	43
27	26	45	43
28	27	46	44
		46	44
		47	45
		47	46
		48	47

を に、 を に改め、

別表第7エの表中

33	34
34	35

34		36									
35		37									
35		37									
36		38				26		25			
36		38				26		25			
37		39				26		25			
38		39				26		26			
39		40				27		26			
40		40				27		26			
41		41				27		26			
41		41				27		26			
41		42				27		26			
42	を	42	に、	「 45	を	「 44	に、	28	を	26	に改め、
42		43		」		」		28		27	
42		43						28		27	
42		43						28		27	
43		44						29		27	
43		44						29		27	
43		45						29		27	
44		45						30		28	
44		46						30		28	
44		46						31		28	
45		47									
45		47									
46		48									
46		48									
47		49									

別表第7オの表中

				42		41	
				42		41	
				42		41	
				42		42	
				42		42	
				43		42	
				43		42	
				43		42	
				43		43	
				44		43	
				44		43	
				44		43	
				44		43	
				45		44	
				45		44	
				45		44	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

78	81		53	52	45
79	82		53	53	45
80	83		54	53	45
			54	53	45
			54		45
			55		45
			55		46
			55		46
					46
					47
					47
					47

31	30
31	30
31	31
31	31
32	31
32	31
32	31
32	31
33	32
33	32
33	32
34	32
34	32
35	32

を に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「1万2,000円」を「1万3,000円」に改め、同項第3号中「1万8,000円」を「2万円」に改め、同項第4号中「2万4,000円」を「2万6,000円」に改め、同項第5号中「3万円」を「3万3,000円」に改め、同項第6号中「3万5,000円」を「3万8,000円」に改め、同項第7号中「4万円」を「4万3,000円」に改め、同項第8号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「4万5,000円」を「4万8,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 5万3,000円

(10) 2,500キロメートル以上 5万8,000円

第5条第3項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「前各号」を「第2号から前号まで」に改め、「から」の次に「人事交流等により」を加え、「なり、これ」を「なったこと又は採用」に改め、「適用」の次

に「又は採用」を加え、「(人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。)」を削り、同号を同項第7号とし、同項第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用(法第28条の2第1項の規定により退職した日(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと(以下「採用」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例第5号)附則第7項の表に規定する人事委員会規則で定める額は、2万6,000円とする。

和歌山県人事委員会規則第16号

教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年和歌山県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「1万2,000円」を「1万3,000円」に改め、同項第3号中「1万8,000円」を「2万円」に改め、同項第4号中「2万4,000円」を「2万6,000円」に改め、同項第5号中「3万円」を「3万3,000円」に改め、同項第6号中「3万5,000円」を「3万8,000円」に改め、同項第7号中「4万円」を「4万3,000円」に改め、同項第8号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「4万5,000円」を「4万8,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 5万3,000円

(10) 2,500キロメートル以上 5万8,000円

第5条第3項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「前各号」を「第2号から前号まで」に改め、「から」の次に「人事交流等により」を加え、「なり、これ」を「なったこと又は採用」に改め、「適用」の次に「又は採用」を加え、「(人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。)」を削り、同号を同項第7号とし、同項第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用(法第28条の2第1項の規定により退職した日(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと(以下「採用」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成27年和歌山県条例第33号) 附則第7項の表に規定する人事委員会規則で定める額は、2万6,000円とする。

和歌山県人事委員会規則第17号

警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の単身赴任手当に関する規則 (平成2年和歌山県人事委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「1万2,000円」を「1万3,000円」に改め、同項第3号中「1万8,000円」を「2万円」に改め、同項第4号中「2万4,000円」を「2万6,000円」に改め、同項第5号中「3万円」を「3万3,000円」に改め、同項第6号中「3万5,000円」を「3万8,000円」に改め、同項第7号中「4万円」を「4万3,000円」に改め、同項第8号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「4万5,000円」を「4万8,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 5万3,000円

(10) 2,500キロメートル以上 5万8,000円

第5条第3項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「前各号」を「第2号から前号まで」に、「職員」を「警察官」に改め、「から」の次に「人事交流等により」を加え、「なり、これ」を「なったこと又は採用」に改め、「適用」の次に「又は採用」を加え、「掲げる職員」を「掲げる警察官」に改め、「(人事交流等により給料表の適用を受ける警察官となった者に限る。)」を削り、同号を同項第7号とし、同項第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用 (法第28条の2第1項の規定により退職した日 (法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。) の翌日におけるものに限る。) をされたこと (以下「採用」という。) に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった警察官で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする警察官

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 2 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成27年和歌山県条例第36号) 附則第7項の表に規定する人事委員会規則で定める額は、2万6,000円とする。

和歌山県人事委員会規則第18号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則 (昭和50年和歌山県人事委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

第4条中「該当する職員」の次に「(地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項又は第28条

の5第1項の規定により採用された職員を除く。)」を加え、「第5条第3項第2号」を「第5条第3項第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第19号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（管理職員特別勤務手当の額等）」を付し、同条第1項中「第19条の4第2項」を「第19条の4第3項第1号」に、同条第2項中「第19条の4第2項ただし書」を「第19条の4第3項第1号」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 条例第19条の4第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、管理職手当規則第2条の規定により支給されることとなる管理職手当の支給区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 1種及び2種 6,000円
- (2) 3種 5,000円
- (3) 4種及び5種 4,000円
- (4) 6種 3,000円
- (5) 7種 2,000円

2 条例第19条の4第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員（同条第1項に規定する管理職員をいう。）には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（管理職員特別勤務手当の額等）」を付し、同条第1項中「第15条の6第2項」を「第15条の6第3項第1号」に、同条第2項中「第15条の6第2項ただし書」を「第15条の6第3項第1号」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 条例第15条の6第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 1種 4,000円
- (2) 2種及び3種 3,000円

(3) 4種及び5種 2,000円

2 条例第15条の6第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員（同条第1項に規定する管理職員をいう。）には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第21号

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（管理職員特別勤務手当の額等）」を付し、同条第1項中「第19条第2項」を「第19条第3項第1号」に、同条第2項中「第19条第2項ただし書」を「第19条第3項第1号」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 条例第19条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、規則別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 1種 6,000円
- (2) 2種 5,000円
- (3) 3種及び4種 4,000円
- (4) 5種 3,000円

2 条例第19条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理警察官（同条第1項に規定する管理警察官をいう。）には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第22号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

7,100	を	7,100	に改める。
		7,100	
		7,100	

別表第2中

149号給		7,100		
-------	--	-------	--	--

を

149号給から152号給まで		7,100		
153号給から156号給まで		7,100		
157号給		7,100		

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第23号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第6号及び第7号」を「第5号及び第6号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1号中「100分の165」を「100分の150」に、「100分の205」を「100分の190」に改め、同条第2号中「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の90」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第24号

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第5号。以下「改正条例」という。）附則第3項で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。以下同じ。）をした職員
- (2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給規則第44条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）第8条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号）第10条の規定による号給の調整をいう。以下同じ。）をされたもの

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第26条の5第1項に規定する自己

啓発等休業をしていた期間

イ 地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

ウ 地公法第28条第2項の規定により休職にされていた期間

エ 地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間

オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間

カ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

キ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

ク 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

(4) 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。以下同じ。）を開始し、又は終了した職員

(5) 切替日以降に再任用職員異動（地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。以下同じ。）をした職員

(6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
（改正条例附則第4項の規定による給料の支給）

第2条 切替日の前日から引き続き職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）別表第1から別表第3までの給料表（以下「職員給与条例給料表」という。）の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合においては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日において受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正条例による改正前の職員給与条例給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正条例による改正前の職員給与条例給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き職員給与条例給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

（改正条例附則第5項の規定による給料の支給）

第3条 人事交流等職員（切替日以降に、職員給与条例給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人派遣条例第12条第1項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに職員給与条例給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に職員給与条例給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き職員給与条例給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第4項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

（この規則により難しい場合の措置）

第4条 改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第25号

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

（改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員）

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第33号。以下「改正条例」という。）附則第3項で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の

職務の級に変更することをいう。以下同じ。)をした職員

(2) 切替日前に次に掲げる期間(以下「休職等期間」という。)がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第2号)第39条、職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第8条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号)第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年和歌山県条例第51号)第10条の規定による号給の調整をいう。以下同じ。)をされたもの

ア 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

ウ 地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

エ 地公法第28条第2項の規定により休職にされていた期間

オ 地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間

カ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間

キ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第11条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

ク 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間

ケ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣されていた期間

(3) 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。以下同じ。)を開始し、又は終了した職員

(4) 切替日以降に再任用職員異動(地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。以下同じ。)をした職員

(5) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
(改正条例附則第4項の規定による給料の支給)

第2条 切替日の前日から引き続き教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)別表第1及び別表第2の給料表(以下「教育職員給与条例給料表」という。)の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。))を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合においては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日において受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第6号に掲げる場合を除

く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正条例による改正前の教育職員給与条例給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正条例による改正前の教育職員給与条例給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き教育職員給与条例給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

（改正条例附則第5項の規定による給料の支給）

第3条 人事交流等職員（切替日以降に、教育職員給与条例給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人派遣条例第12条第1項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに教育職員給与条例給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に教育職員給与条例給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き教育職員給与条例給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第4項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第4条 改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第26号

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める警察官)

第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例第36号。以下「改正条例」という。)附則第3項で定める警察官は、次に掲げる警察官とする。

- (1) 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)以降に降格(警察官の職務の級をその下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)をした警察官
- (2) 切替日前に次に掲げる期間(以下「休職等期間」という。)がある警察官であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)第37条、職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第8条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号)第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年和歌山県条例第51号)第10条の規定による号給の調整をいう。以下同じ。)をされたもの
 - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - イ 地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
 - ウ 地公法第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第11条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
 - カ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - キ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- (3) 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。以下同じ。)を開始し、又は終了した警察官
- (4) 切替日以降に再任用警察官異動(地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された警察官について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。以下同じ。)をした警察官
- (5) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された警察官

(改正条例附則第4項の規定による給料の支給)

第2条 切替日の前日から引き続き警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)別表の警察官給料表(以下「警察官給料表」という。)の適用を受ける警察官のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった警察官(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった警察官(次項において「複数事由該当警察官」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

- (1) 降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日において受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月

額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(2) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる警察官の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている警察官 改正条例による改正前の警察官給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した警察官（アに掲げる警察官を除く。）切替前給料表による給料月額

(4) 再任用警察官異動をした場合 次に掲げる警察官の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用警察官異動後において常時勤務を要する職を占める警察官 改正条例による改正前の警察官給料表の再任用警察官の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用警察官異動後において地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める警察官 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用警察官異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き警察官給料表の適用を受ける警察官のうち、複数事由該当警察官であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

（改正条例附則第5項の規定による給料の支給）

第3条 人事交流等警察官（切替日以降に、警察官給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人派遣条例第12条第1項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに警察官給料表の適用を受ける警察官となった者をいう。以下同じ。）（当該人事交流等警察官となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった警察官を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等警察官となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める警察官にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等警察官となる前に警察官給料表の適用を受ける警察官として在職していた者であって、切替日以降に改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される警察官でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等警察官であって、当該人事交流等警察官となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等警察官となり同日から引き続き警察官給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第4項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

（この規則により難しい場合の措置）

第4条 改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の警察官との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ

め人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第27号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号に次のように加える。

- し 職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第24号）
- す 教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第25号）
- せ 警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第26号）

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。